

参考資料

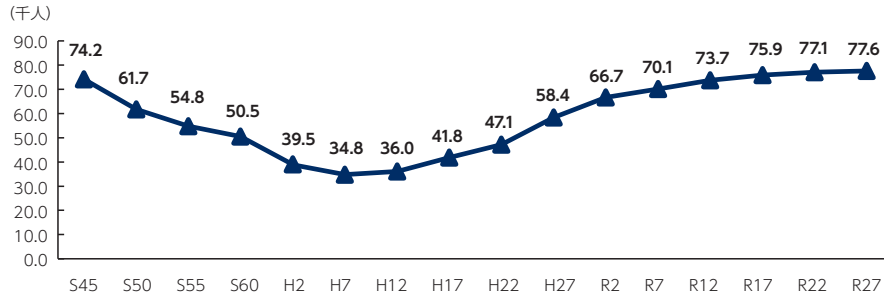
千代田区の現況データ	45
計画改定の検討経過	54
例規・要綱等	55
用語集	62

1 千代田区の現況データ

(1) 人口

総人口の推移

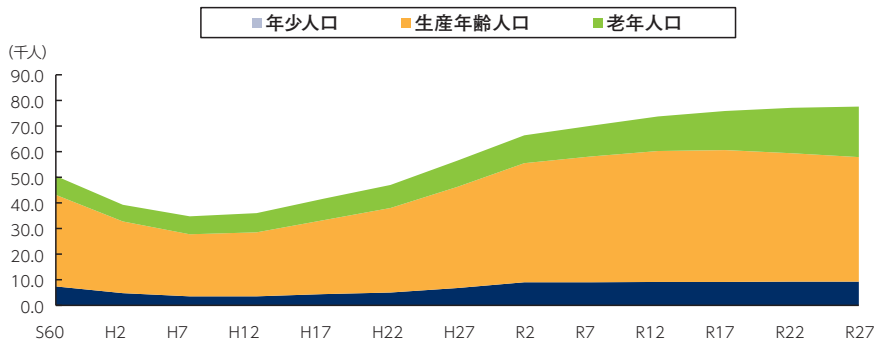
【資料番号1】



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

年齢3区分人口の推移

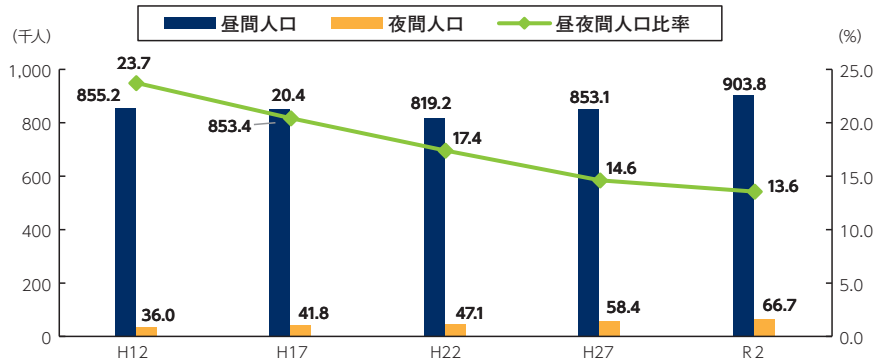
【資料番号2】



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

昼夜間人口の推移

【資料番号3】



出典：総務省「国勢調査」

(2) 事業所数と従業者数

23区の実業所数（平成28年）

【資料番号 4、5】

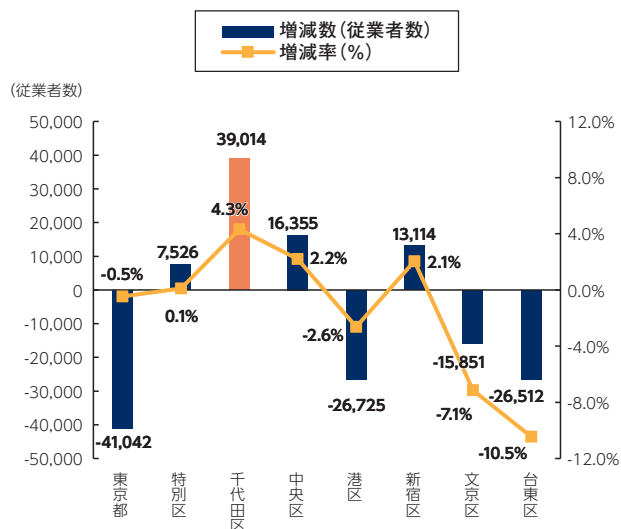
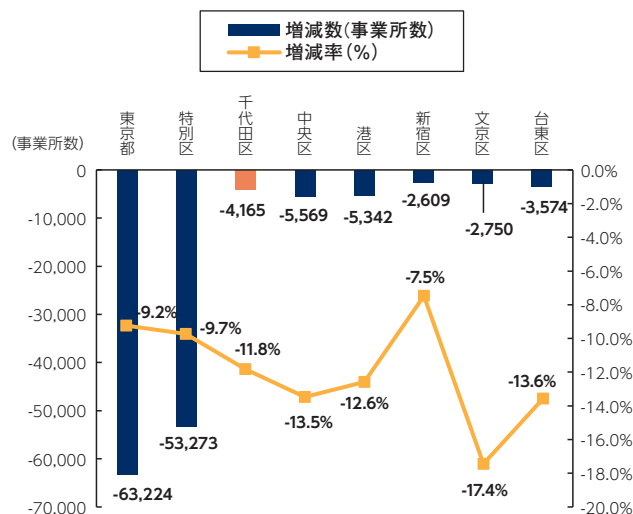
順位	区名	事業所数
1	港区	37,116
2	中央区	35,745
3	新宿区	32,274
4	千代田区	31,065
5	渋谷区	29,816
6	大田区	29,497
7	世田谷区	27,034
8	足立区	23,557
9	台東区	22,770
10	練馬区	20,278
11	江戸川区	20,228
12	品川区	20,123
13	杉並区	19,246
14	豊島区	18,962
15	江東区	18,024
16	板橋区	17,825
17	葛飾区	16,636
18	墨田区	15,492
19	文京区	13,018
20	北区	12,536
21	中野区	12,068
22	目黒区	11,389
23	荒川区	9,060

順位	区名	面積 (km ²) あたり 事業所数
1	中央区	3,501
2	千代田区	2,664
3	台東区	2,252
4	渋谷区	1,973
5	港区	1,822
6	新宿区	1,771
7	豊島区	1,457
8	文京区	1,153
9	墨田区	1,125
10	荒川区	892
11	品川区	881
12	目黒区	776
13	中野区	774
14	北区	608
15	杉並区	565
16	板橋区	553
17	大田区	486
18	葛飾区	478
19	世田谷区	466
20	江東区	449
21	足立区	442
22	練馬区	422
23	江戸川区	405

出典：総務省「平成28年経済センサス-基礎調査」、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積」（平成28年）

事業所数・従業者数の増減（平成21・28年比較）

【資料番号 6、7】



出典：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」「平成28年経済センサス-活動調査」

参考資料

事業所・従業者数の増減<地区別> (平成 21・28 年比較)

【資料番号 8】

	麹町地区									富士見地区		
	全体			大丸有エリア			大丸有以外					
	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率
事業所数	11,050	10,461	-5.3%	4,166	4,648	11.6%	6,884	5,813	-15.6%	4,155	3,303	-20.5%
従業者数	461,632	504,808	9.4%	278,028	292,786	5.3%	183,604	212,022	15.5%	95,118	95,288	0.2%
	神保町地区			神田公園地区			万世橋地区			和泉橋地区		
	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率
	事業所数	4,113	3,319	-19.3%	4,994	4,360	-12.7%	4,386	4,098	-6.6%	6,531	5,524
従業者数	65,336	61,682	-5.6%	86,982	80,158	-7.8%	85,357	104,136	22.0%	108,899	96,267	-11.6%

出典：総務省「平成 21 年経済センサス-基礎調査」、「平成 28 年経済センサス-活動調査」

事業所・従業者数の増減<地区別・規模別> (平成 21 年・28 年比較)

【資料番号 9】

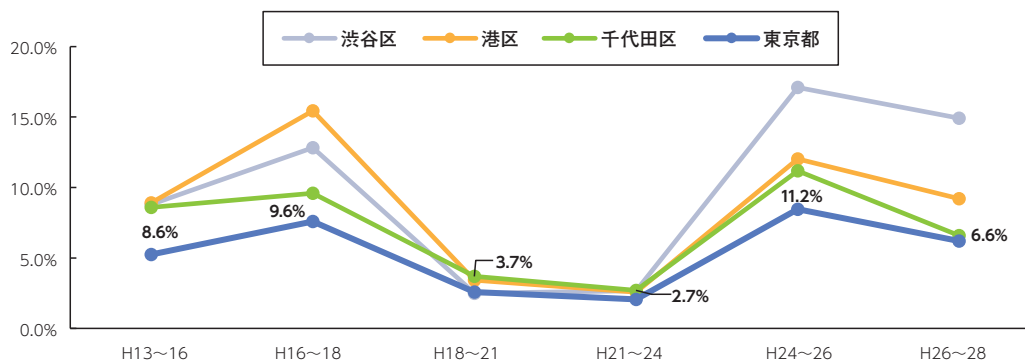
		麹町地区									富士見地区		
		全体			大丸有エリア			大丸有以外					
		H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率
事業所数	1~4人	4,236	3,495	-17.5%	1,282	1,236	-3.6%	2,954	2,259	-23.5%	1,833	1,392	-24.1%
	5~9人	2,389	2,247	-5.9%	839	858	2.3%	1,550	1,389	-10.4%	960	741	-22.8%
	10~19人	1,784	1,533	-14.1%	798	504	-36.8%	986	1,029	4.4%	606	501	-17.3%
	20~29人	741	630	-15.0%	372	250	-32.8%	369	380	3.0%	241	186	-22.8%
	30人以上	1,777	1,402	-21.1%	830	480	-42.2%	947	922	-2.6%	489	447	-8.6%
従業者数	1~4人	9,798	8,175	-16.6%	2,999	2,914	-2.8%	6,799	5,261	-22.6%	4,409	3,276	-25.7%
	5~9人	15,808	14,474	-8.4%	5,575	6,276	12.6%	10,233	8,198	-19.9%	6,316	4,911	-22.2%
	10~19人	24,061	24,579	2.2%	10,840	12,549	15.8%	13,221	12,030	-9.0%	8,173	6,757	-17.3%
	20~29人	17,758	19,600	10.4%	8,962	10,246	14.3%	8,796	9,354	6.3%	5,767	4,458	-22.7%
	30人以上	394,207	437,980	11.1%	249,652	260,801	4.5%	144,555	177,179	22.6%	70,453	75,886	7.7%
		神保町地区			神田公園地区			万世橋地区			和泉橋地区		
		H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率	H 21	H 28	増減率
		事業所数	1~4人	2,014	1,578	-21.6%	2,166	1,870	-13.7%	1,885	1,606	-14.8%	2,858
	5~9人	920	720	-21.7%	1,257	1,017	-19.1%	1,047	957	-8.6%	1,595	1,297	-18.7%
	10~19人	575	472	-17.9%	757	693	-8.5%	665	663	-0.3%	967	833	-13.9%
	20~29人	205	179	-12.7%	269	246	-8.6%	255	269	5.5%	415	399	-3.9%
	30人以上	365	344	-5.8%	515	505	-1.9%	515	566	9.9%	668	615	-7.9%
従業者数	1~4人	4,782	3,551	-25.7%	5,353	4,513	-15.7%	4,736	3,858	-18.5%	7,080	5,637	-20.4%
	5~9人	6,062	4,734	-21.9%	8,256	6,671	-19.2%	6,897	6,327	-8.3%	10,446	8,505	-18.6%
	10~19人	7,671	6,289	-18.0%	10,073	9,301	-7.7%	9,040	9,102	0.7%	13,102	11,179	-14.7%
	20~29人	4,892	4,261	-12.9%	6,417	5,942	-7.4%	6,119	6,534	6.8%	9,967	9,557	-4.1%
	30人以上	41,929	42,847	2.2%	56,883	53,731	-5.5%	58,565	78,315	33.7%	68,304	61,389	-10.1%

出典：総務省「平成 21 年経済センサス-基礎調査」、「平成 28 年経済センサス-活動調査」

(3) 産業力

創業比率から見る創業力の比較

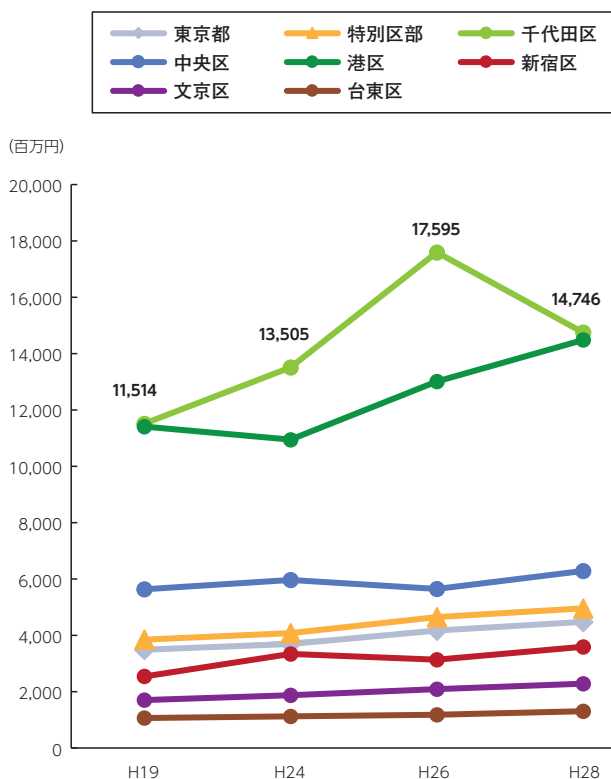
【資料番号 10】



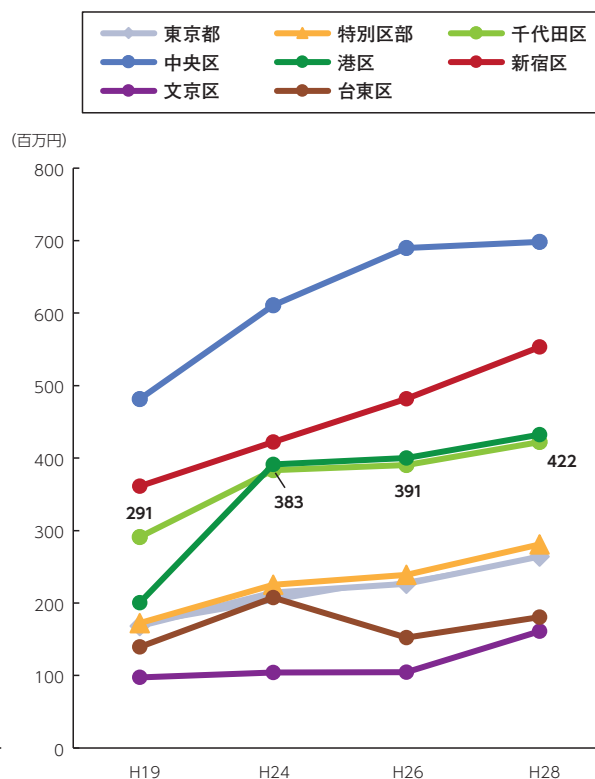
出典：総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」
 ※新設事業所数/比較年事業所数×100(%)。総務省「平成13年、平成16年事業所・企業統計調査」と経済センサス-基礎調査、「経済センサス-活動調査」については調査手法が異なるため、比較できない。総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」及び「平成24年経済センサス-活動調査」と「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成28年経済センサス-活動調査」では新設事業所及び廃業事業所の定義が異なるため、平成24年から平成26年の事業所の増減については比較できない。

卸売業の1事業所あたり年間商品販売額の推移

【資料番号 11、12】



小売業の1事業所あたり年間商品販売額の推移



出典：経済産業省「商業統計確報(平成19年、平成26年)」、総務省「平成24年、平成28年経済センサス-活動調査」

(4) 街と商店街

千代田区の主なイベント

【資料番号 13】

実施月	主なイベント名称	主催団体
1月	初詣	区内各社寺
	新年一般参賀	宮内庁
	箱根駅伝 スタート・ゴール	関東学生陸上競技連盟
	神田明神だいごく祭り	神田明神
2月	神田小川町雪だるまフェア	まえだれ会、表商会、福興会、駿河台下グリユーネ・アレー通り会
	節分祭	神田明神、日枝神社、東京大神宮ほか
	ちよだ猫まつり	一般財団法人ちよだニャンとなる会
3月	祈年祭	日枝神社、東京大神宮ほか
	雛まつり	東京大神宮
4月	千代田のさくらまつり	千代田区、一般社団法人千代田区観光協会
	JUZZ AUDITORIA inWATERRAS	JAZZ AUDITORIA実行委員会
5月	ラ・フォル・ジュルネTOKYO	ラ・プティット・フォル・ジュルネ運営委員会
	神田明神新能	神田明神
	神田祭	神田明神
	本の街神田 すずらんまつり	神田すずらん通り商店街振興組合
	岩本町・東神田ファミリーバザール(5月、11月開催)	岩本町・東神田ファミリーバザール実行委員会
6月	楽器の日ライブ	ちよだ音楽連合会
	山王祭	日枝神社
	納涼大会	日枝神社
7月	神田・秋田湯沢七夕絵どうろうまつり	神田駅西口商店街振興組合
	七夕祭	神田明神、平河天満宮
	祈願祭	東京大神宮
	みたままつり	靖國神社
	納涼のタベ	千代田区、一般社団法人千代田区観光協会
8月	大手町・丸の内・有楽町 夏祭り	大手町・丸の内・有楽町夏祭り実行委員会
	納涼盆踊り大会	東京大神宮
	神田明神納涼祭り	神田明神
	丸の内キッズジャンボリー	株式会社東京国際フォーラム
	日比谷公園丸の内盆踊り大会	日比谷公園睦会商店会
9月	神田カレー街食べ歩きスタンプラリー	神田カレー街活性化委員会
	神田技芸祭	出世不動通り商店会
	アートアワードトーキョー丸の内	アートアワードトーキョー丸の内実行委員会
	秋の夜長の御神楽	靖國神社
	中秋管弦祭	日枝神社
10月	10円カレーチャリティー	日比谷松本楼
	お茶の水アートピクニック	お茶の水茗渓通り会
	東京味わいフェスタ	東京都・東京味わいフェスタ実行委員会
	お茶の水JAZZ祭	お茶の水JAZZ祭実行委員会
	千代田区文化芸術の秋フェスティバル	千代田区
	日比谷公園ガーデニングショー	日比谷公園ガーデニングショー実行委員会
	東京名物神田古本まつり	神田古書店連盟
神保町ブックフェスティバル	神保町ブックフェスティバル実行委員会	
11月	神田スポーツ祭り	神田スポーツ店連絡協議会
	東京都観光菊花大会	日比谷公園菊花連盟、東京都、千代田区
	お茶の水熱烈楽器祭	ちよだ音楽連合会
	神田カレーグランプリ決定戦	神田カレー街活性化委員会
	WHITE KITTE(～12月下旬)	日本郵便株式会社
12月	区内イルミネーション(～2月)	-
	皇居二重橋等のライトアップ	宮内庁
	東京ミチテラス	東日本旅客鉄道株式会社東京支社、三菱地所株式会社

出典：千代田区観光協会「MITTE CHIYODA東京・千代田区総合ガイドブック」

千代田区の主なまちづくり関連団体

【資料番号 14】

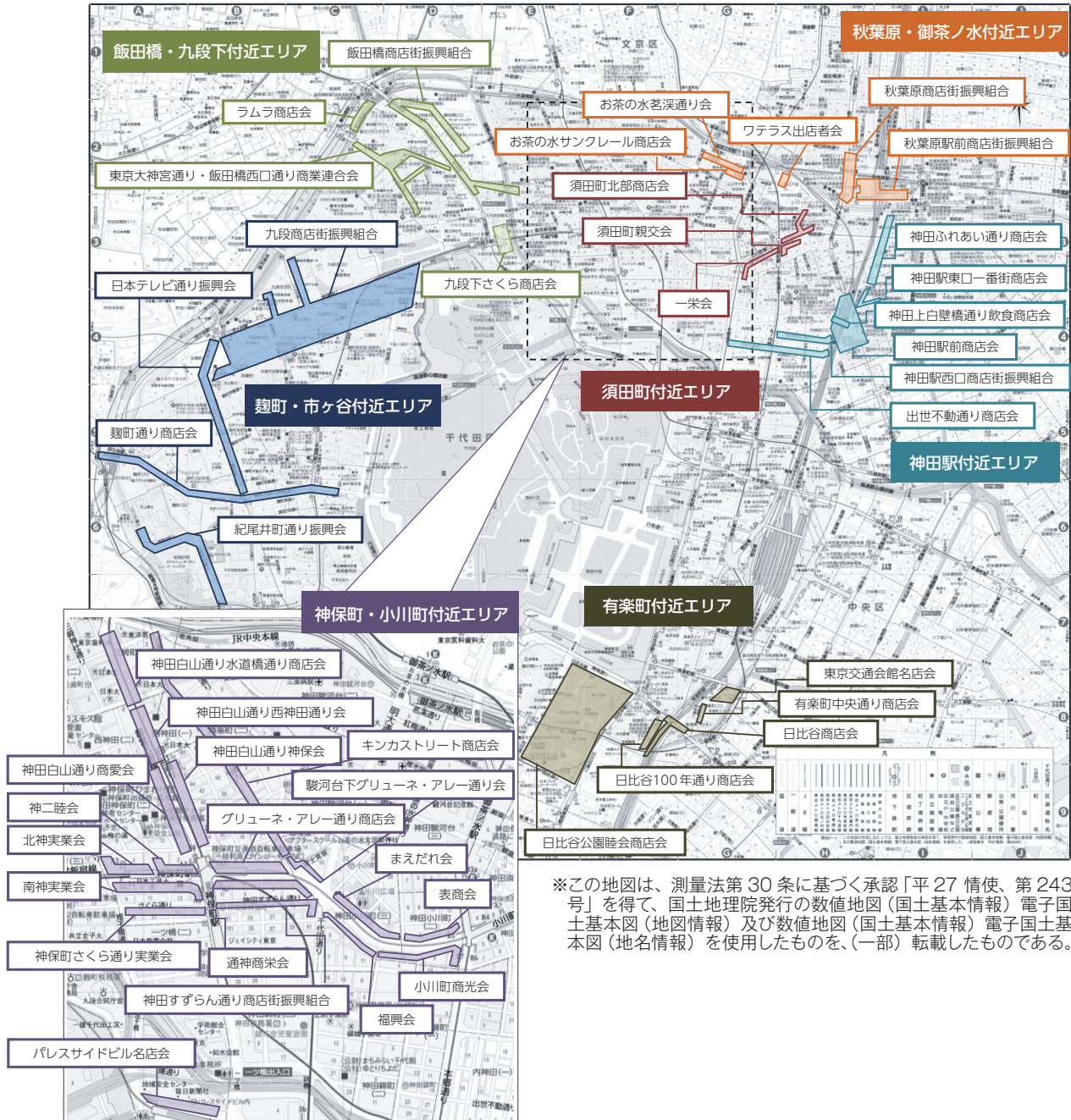
分類	主な団体の名称
まちづくり協議会	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、外神田一丁目まちづくり協議会、神田駅西口地区まちづくり協議会、神田警察通り沿道整備推進協議会 等
エリアマネジメント組織	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、NPO大丸有エリアマネジメント協会、秋葉原タウンマネジメント株式会社、一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会 等

出典：千代田区「千代田都市づくり白書」

参考資料

商店街の位置

【資料番号 15】



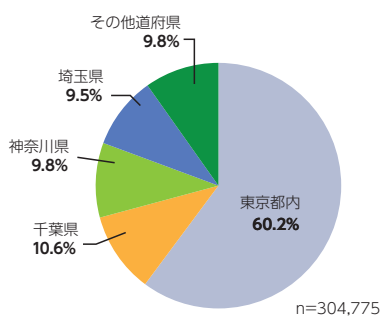
※この地図は、測量法第30条に基づく承認「平27情使、第243号」を得て、国土地理院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)を使用したものを、(一部)転載したものである。

出典：千代田区資料

(5) 観光

都道府県別滞在人口（令和4年4月・休日 14時）

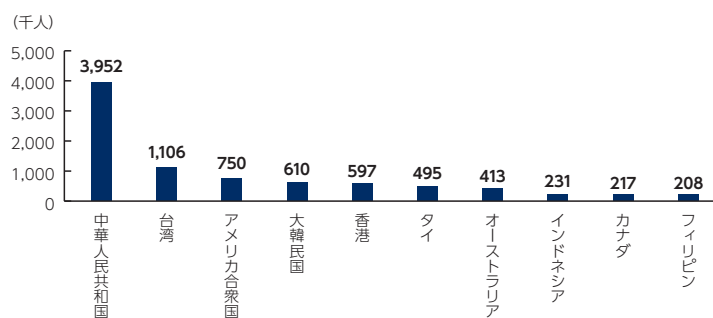
【資料番号 16】



出典：地域経済分析システム（リーサス）、（株式会社NTTドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計[®]」）

東京都外国人訪問人口（令和元年・観光レジャー目的）

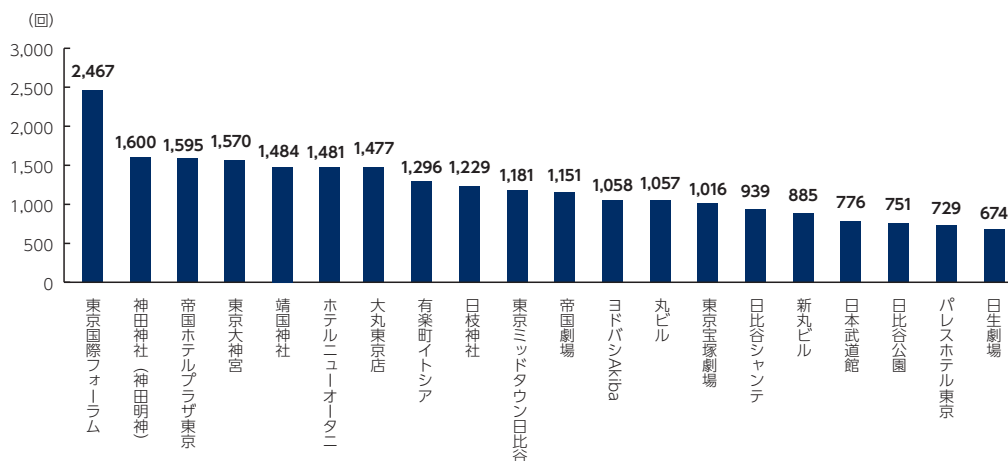
【資料番号 17】



出典：地域経済分析システム（リーサス）、観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数」
※「観光レジャー目的の地域別訪日外客数＝訪日外客数×地域別訪問率×観光レジャー目的の割合」により推計

経路検索（公共交通）の回数（令和2年・休日）

【資料番号 18】



出典：地域経済分析システム（リーサス）、「株式会社ナビタイムジャパン 経路検索条件データ」

(6) 参考データ

地域区分

【資料番号 19】

地域		町名	主要駅	主要スポット
麹町	大丸有エリア	丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目	東京駅、有楽町駅、大手町駅等	東京駅、東京国際フォーラム、東京ミッドタウン日比谷等
	大丸有以外	内幸町一丁目、内幸町二丁目、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目、隼町、平河町一丁目、平河町二丁目、麹町一丁目、麹町二丁目、麹町三丁目、麹町四丁目、麹町五丁目、麹町六丁目、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、日比谷公園	霞ヶ関駅、桜田門駅、永田町駅、四ツ谷駅等	二重橋、桜田門、帝国劇場、国会議事堂、日枝神社等
富士見		千代田、北の丸公園、九段南一丁目、九段南二丁目、九段南三丁目、九段南四丁目、九段北一丁目、九段北二丁目、九段北三丁目、九段北四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目、飯田橋四丁目、一ツ橋一丁目	竹橋駅、市ヶ谷駅、九段下駅、飯田橋駅	千鳥ヶ淵、東京大明神、日本武道館等
神保町		一ツ橋二丁目、神田神保町一丁目、神田神保町二丁目、神田神保町三丁目、神田三崎町一丁目、神田三崎町二丁目、神田三崎町三丁目、西神田一丁目、西神田二丁目、西神田三丁目、神田猿樂町一丁目、神田猿樂町二丁目	水道橋駅、神保町駅	神保町古書店街、岩波ホール等
万世橋		神田駿河台一丁目、神田駿河台二丁目、神田駿河台三丁目、神田駿河台四丁目、神田淡路町一丁目、神田淡路町二丁目、神田須田町一丁目、外神田一丁目、外神田二丁目、外神田三丁目、外神田四丁目、外神田五丁目、外神田六丁目	末広町駅、淡路町駅、新御茶ノ水駅	秋葉原電気街、マーチエキュート神田万世橋、ワテラス等
神田公園		神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、神田小川町一丁目、神田小川町二丁目、神田小川町三丁目、神田美土代町、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目	御茶ノ水駅、小川町駅	神田スポーツ店街、学生会館等
和泉橋		神田須田町二丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一丁目、岩本町二丁目、岩本町三丁目、神田西福田町、神田東松町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田一丁目、東神田二丁目、東神田三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一丁目、神田佐久間町二丁目、神田佐久間町三丁目、神田佐久間町四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町	岩本町駅、秋葉原駅	神田ガード下飲み屋街、丸石ビルディング、CHABARA AKI OKA -MARCHE等

2 計画改定の検討経過

今回の計画改定では、学識経験者、区内事業者、区民（消費者）、商工関係団体代表者で構成する「千代田区商工振興連絡調整会議」において、計6回にわたり検討を行い、議論を深めてきました。開催日程と検討内容については、以下のとおりです。

なお、商工振興連絡調整会議は、前計画である「千代田区商工振興基本計画（平成29年）」の進捗状況の確認を平成29年度より実施しており、今回の改定にあたっては、前計画の課題を踏まえた検討作業を行いました。さらに、社会環境の変化に応じていくための新たな取組みについても議論を行いました。

商工振興連絡調整会議の開催日程と議事内容

会議	開催日	主な検討内容
令和2年度 第1回	令和3年3月30日	・アンケート調査結果の分析 ・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）の基本理念及び基本方針の検討
令和3年度 第1回	令和3年12月23日	・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）における新たな取組みの方向性の検討
令和3年度 第2回	令和4年3月25日	・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）の骨子案の検討
令和4年度 第1回	令和4年7月28日	・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）の素案の検討
令和4年度 第2回	令和4年12月22日	・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）の計画案の検討
令和4年度 第3回	令和5年3月20日	・産業振興基本計画（改定商工振興基本計画）の確定報告

3 例規・要綱等

(1) 千代田区商工振興方針（概要）

平成3年（1991年）2月5日策定

(1) 商工振興方針策定の意義

「千代田区街づくり方針」には、4つの都市像が掲げられていて、その1つに「活気と賑わいのある商業都心」があります。

商業都心の実現には、時代の変化に対応した事業を展開し、地域活力の源となっている中小企業の振興を図り、地域の活性化を進めることが大切です。そこで、地域の核となっている商店街を中心に、どのようにして、商工業を振興していくかについて、街づくりと整合性を図りつつ、21世紀を展望した本区の商工業振興の基本的方向を定める必要があります。

(2) 商工振興の基本方向

千代田区は、業務地化の拡大で、人口減少が続き、区民生活に密着した産業はその経営基盤を脅かされています。

地域活力の維持・向上は、ひとえに地域経済の発展にかかわっています。特に、区内企業の大半を占める中小企業と地域のかかわりを考えたときに、商工業の活性化を進め、活気と賑わいを生み出し、働きやすい都市をつくるのが、地域経済の基盤確立や、人々の地域に対する親しみを増幅させ、人々が集まり、ふれあうまちづくりにつながります。

とりわけ、中小企業と大企業が共存している本区では、各々の経済的活力を維持しながら、発展していく必要があり、本区の商工振興は、街づくりと同様に、住民・企業・行政が一体となって、進めていくことが重要です。

(3) 商工振興の課題

「活気と賑わい」を生み出すためには、来街者の回遊を促し、本区に滞在する時間を長くすることが不可欠です。また、円滑な営業活動を確保し、買物客の利便を図るには、駐車場の整備が大切な課題となっています。

一方、商店街には、消費者の新しいニーズに応じて、買物だけでなく、何かを体験できる環境づくりが求められ、そのためには、商店会の法人化を進めることが有効です。

こうした商業環境の整備は、日常生活の利便と都心居住の魅力を高め、人口減少に歯止めをかけ、さらに人口増加にもつながります。

本区の地場産業として、印刷・製本・出版関連産業等の工業があげられますが、土地利用の制約もあり、本社機能を都心に残して他に移転する傾向にあります。また、情報サービス関連分野では、情報化、ソフト化、ハイテク化による新しい需要が生まれており、その対応が課題となっています。

以上のように、商工業の振興が地域の活性化を促し、本区の目指す「人の住むまち、住めるまち、住みたいまち」づくりにつながります。

(4) 商工振興の基本方針

① 商工業活性化の推進

商工業の振興は、原則として経営者の自助努力と行政の支援で進めます。その活性化を図るには、取り組む人々の意欲とそれを推進する人材の育成、それに商店街の法人化が不可欠です。また、商店街は、イベントの実施やCIづくり等の共同事業を進め、その活性化を図ります。こうした事業を行うことによって、人々に参加意識

や共同意識、さらにはヤル気意識が生まれ、地域の活性化に一層拍車がかかります。

一方、本区の産業を支えている小規模企業や生活関連企業については、資金面の援助や経営改善の支援を行い、体質の強化を図ります。さらに、電気、書籍、スポーツ街等の特化集積産業については、駐車場の整備や快適な環境づくりを進め、また、情報関連の都市型産業の育成にも取り組んでいきます。

②活性化推進体制の整備

本区を取り巻く社会経済環境の変化に応じて商工業を振興していくには、街づくりとの整合性を図りつつ、キメ細やかな事業を実施することが肝要であり、その体制づくりが重要です。そして、イベント等の共同事業を企画、立案したり、経営指導や情報の提供に民間のノウハウを生かす等、いわば、商工振興シンクタンクとしての役割を果たします。そのためには、対外的な信用と責任を持つ体制として法人格のある公社が適切で、公社は、ソフト支援を中心として、新たな発想で商工業の振興に取り組めます。

③商工振興への環境整備

街づくりと地域商業の活性化は、表裏をなすものです。魅力ある商品に加えて、「魅力ある環境」の整備によって、「集客力」と来街者の「回遊性」を生み出します。そうした整備を進めるにあたって、今まで述べてきたソフト面からの展開を、ハード面の整備と並行して進めます。そのためには、買物だけでなく新しい魅力を備えた商店街づくりや、豊富な観光資源を生かした回遊ネットワークを整備します。

一方、営業活動や買物客の利便性の面から駐車場問題は重要であり、官民の役割を明確にして、整備を進めていきます。

④商工振興推進の条件整備

区では、今後の商工振興を推進するにあたって、区内の商工関係団体との連携を一層強めるとともに、広く関係者に意見を求めています。さらに、商工振興計画の基本理念と、住民、企業、行政の責務や推進体制を明らかにする「中小企業振興条例」を制定するほか、国や東京都との連携を深め、特に、土地対策や税金対策については、国にその対策を強く求めています。

(2) 千代田区中小企業振興基本条例

平成4年(1992年)3月26日条例第19号

改正 平成12年(2000年)3月28日

(目的)

第1条 この条例は、千代田区の産業において重要な地位を占める中小企業の振興の基本となる事項を定め、産業基盤の強化及び健全な発展を促進することにより区内中小企業の振興を図り、もって区民生活の向上と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 大企業者 第1号に該当する者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。
- (4) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体若しくは、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に掲げる団体又はこれらに準ずる団体で区長が認めるものをいう。

一部改正(平成12年条例13号)

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、千代田区商工振興方針に基づく活気と賑わいのある商業都心の形成を目標に、中小企業の自助努力を助長し、地域特性に応じた施策を国その他の機関の協力を得ながら、住民・企業・行政が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 区は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本的施策として、その振興に努めるものとする。

- (1) 産業基盤の整備と中小企業を担う人材の育成
- (2) 中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成
- (3) 中小企業の活性化及び近代化の促進
- (4) 中小企業の振興に必要な情報の収集及び提供
- (5) 中小企業者に対する融資及び助成制度の充実
- (6) 中小企業従事者のための福利厚生事業の充実
- (7) 地域の魅力を誇りをもって主張する商工振興事業の推進
- (8) その他区長が中小企業振興のために必要と認める施策

(区の責務)

第5条 区は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次の各号に掲げる措置を講じるように努めるものとする。

- (1) 生活関連企業を含む小規模企業者に対して必要な考慮を払うこと。
- (2) 社会的、経済的变化に即応した推進体制の整備に努めること。
- (3) 国その他の機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて国等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の責務)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化、人材育成及び従業員の福利向上等のために努力するとともに、消費者の安全と利便の確保に努め、地域の生活環境に配慮するものとする。

(区民等の理解と協力)

第7条 区民及び区内の商工業にかかわる者は、中小企業の振興が、地域の安定と活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(大企業者の理解と協力)

第8条 大企業者は、千代田区が中小企業と大企業が共存する地域であり、両者の共存共栄が地域の発展に不可欠であることを認識し、中小企業の振興に協力するように努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 千代田区商工振興連絡調整会議設置要綱

平成 24 年（2012 年）4 月 2 日 24 千区区生発第 80 号
改正 平成 27 年（2015 年）4 月 1 日 27 千地地総発第 295 号
改正 平成 28 年（2016 年）5 月 31 日 28 千地商観発第 68 号
改正 平成 29 年（2017 年）5 月 31 日 29 千地商観発第 55 号
改正 平成 30 年（2018 年）3 月 1 日 29 千地商観発第 365 号
改正 令和 3 年（2021 年）10 月 31 日 3 千地商観発第 331 号

（目的）

第 1 条 千代田区における商工振興施策を推進するため、千代田区商工振興連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 千代田区商工振興基本計画の推進に関すること。
- (2) 千代田区商工振興基本計画の改定の検討に関すること。
- (3) その他、千代田区の商工振興に関すること。

（構成）

第 3 条 連絡調整会議は、別表に掲げる分野ごとの委員で構成し、千代田区長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

（座長等）

第 5 条 連絡調整会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職を代理する。

（会議）

第 6 条 座長は、必要に応じて連絡調整会議を招集する。

（部会の設置）

第 7 条 連絡調整会議は、第 2 条の所掌事項について詳細に検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長の指名した委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を連絡調整会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が座長の同意を得て定める。

（意見の聴取）

第 8 条 座長又は部会長は、それぞれ連絡調整会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 9 条 会議は、公開する。ただし、公開することにより、連絡調整会議及び部会の適正な運営に支障が生じる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 連絡調整会議の事務局は、地域振興部商工観光課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則(平成27年4月1日27千地地総発第295号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月31日28千地商観発第68号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 千代田区商工振興基本計画改定検討会議設置要綱(平成22年8月26日22千区区生発第269号)は、平成28年5月31日をもって廃止する。

附 則(平成29年5月31日29千地商観発第55号)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日29千地商観発第365号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(令和3年10月31日3千地商観発第331号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

分野	所属団体
学識経験者	
民間事業者等	
区民(消費者)	
関係団体	千代田区商店街連合会
	千代田区商工業連合会
	東京都中小企業家同友会 千代田支部
	東京商工会議所千代田支部

(4) 千代田区商工振興連絡調整会議委員名簿

分野	所属	氏名
学識経験者	専修大学 商学部 教授	渡辺 達朗
	デジタルハリウッド株式会社 取締役COO	廻 健二郎 (令和3年度から)
民間事業者等	株式会社ブックハウスカフェ 代表取締役	今本 義子 (令和3年度から)
	一般社団法人千代田つなぐ協会 理事	桃園 貴美子
	プラットフォームサービス株式会社 相談役	田辺 恵一郎
	特定非営利活動法人秋葉原観光推進協会 理事長	泉 登美雄 (令和3年度から)
	有限会社 大屋書房	瀬瀬 くり (令和2年度まで)
区民(消費者)	麹町出張所地区連合町会 会長	横山 義文 (令和3年度から)
	麹町婦人会 副会長	富山 澄子 (令和4年度から)
	麹町婦人会 副会長	岩澤 勝子 (令和3年度まで)
	万世橋地区町会連合会 会長	作道 泰明 (令和2年度まで)
	秋葉原東部町連合会 婦人部長	鈴木 愛子 (令和2年度まで)
関係団体	千代田区商店街連合会 会長	高山 肇
	千代田区商店街振興組合連合会 代表理事	秋山 利昭 (令和2年度まで)
	千代田区商工業連合会 副会長	金子 雅明
	東京中小企業家同友会千代田支部 幹事	下井 基子
	東京商工会議所千代田支部 会長	栃木 一夫
	一般社団法人千代田区観光協会 専務理事	松本 博之 (令和3年度から)
	公益財団法人まちみらい千代田 理事長	保科 彰吾 (令和4年度から)
	公益財団法人まちみらい千代田 副理事長	高橋 誠一郎 (令和3年度まで)

4 用語集

A-Z

○AI (P 7)

人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等を指す。

○DI (P 14)

企業の業況感等の各判断を指数化したもの。

○DX (P 33)

「Digital transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略で、ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

○eスポーツ (P 7、P 18、P 19、P 36)

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

○GDP (P 3、P 5)

国内総生産(Gross Domestic Product)の略。一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額のこと。

○ICT (P 14、P 39)

Information & Communications Technologyの略であり、情報や通信に関連する科学技術の総称。

○IoT (P 7)

モノのインターネット(Internet of Things)の略語。機械や製品にセンサーや通信機能を搭載し、あらゆる「モノ」をインターネットで接続する技術の総称。

○PMI (P 3)

「Purchasing Manager's Index」の略で「購買担当者景気指数」のこと。製造業やサービス業の購買担当者を調査対象にし

た、企業の景況感を示す景気指標のひとつ。一般的に鉱工業生産や雇用統計等の統計よりも景気先行性があるとされ、株式等の運用担当者の注目度が高い指標。

○SDGs (P 8、P 33)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

○Society 5.0 (P 7、P 9)

日本が提唱する未来社会のコンセプト。科学技術基本法に基づき、5年ごとに改定されている科学技術基本法の第5期(2016年から2020年度の範囲)でキャッチフレーズとして登場した。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、新たな未来社会(Society)をSociety 5.0として提唱している。

○SPAC (特別買収目的会社) (P 9)

特定の事業を持たず、未公開会社等を買収することのみを目的として上場する会社のこと。スタートアップ企業は、SPACとの合併を通じて、上場の手続きの簡素化・迅速化が可能となる。

○Visit Chiyoda (P 39)

一般社団法人千代田区観光協会が運営する千代田区の観光情報公式サイトのこと。

○Wi-Fi (P 1、P 23、P 25、P 39)

無線LANの規格の1つで、パソコン、スマホ、タブレット、ゲーム機等のネットワーク接続に対応した機器を無線でLANに接続する技術。

○Win-Win (P 27、P 40)

双方に利益があること。

あ行

○アクセラレータ (P 9)

アクセラレータ (accelerator) とは英語で「加速させるもの」を意味する言葉。そこから派生し、現在では「スタートアップや起業家をサポートし、事業成長を促進する人材・団体・プログラム」を指す言葉として使われる。

○アバター (P 7)

インターネット上で利用者の分身として使われるキャラクターのこと。

○アンバサダー (P 38)

「大使」、「使節」といった意味で、自治体や企業から起用されて公式に広報活動、普及活動を行う人のこと。

○位置情報ログ (P 23)

アプリ等で位置情報の履歴や記録を取ること、またその記録のこと。

○イノベーション (P 9、P 13、P 15、P 30)

新しい技術の発明や新機軸を生み出すこと。また、切り口や捉え方、活用法を創造すること。それまでのモノ・仕組み等に対して新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

○インバウンド (P 6、P 22、P 25、P 37、P 39)

訪日外国人旅行のこと。

○インフレーション (P 4)

一定期間にわたって経済の価格水準が全般的に上昇すること。

○ウォークابل (P 23、P 25、P 38)

「居心地が良く歩きたくなる」という意味で、まちなかを整備することで、多様な人々が出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力向上や多様な人材を惹きつける好循環が確立した都市となることが期待されている。

○エコシステム (P 9、P 31)

元々「生態系」という意味で、企業や顧客をはじめとする多数の要素が集結し、分業と協業による共存共栄の関係を指す。

○エネルギーシフト (P 8)

生活・仕事・交通・住宅等に関わる熱源や電力・燃料等のエネルギー全般について、徹底した省エネに取り組み、熱源を有効利用し、再生可能エネルギーによる地域内自給をめざすこと。

○エリアマネジメント組織 (P 16、P 50)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、主体的な取り組みを行う住民・事業主・地権者等による組織のこと。

○温室効果ガス (P 8)

大気中のガスのことで、地表から放射された赤外線の一部を吸収する性質を持つ。例えば、二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、フロンガス等。

か行

○カーボンオフセット (P 40)

温室効果ガス排出量削減の取り組み、また温室効果ガスの削減活動に投資すること等でその排出量の全て又は一部を埋め合わせること。

○カーボンニュートラル (P 8)

温室効果ガスの排出が差し引きゼロになること。

○緊急事態宣言 (P 5、P 22)

内閣総理大臣から都道府県知事に対策を取るよう依頼するためのもの。宣言の要件として「全国的かつ急速な蔓延」等を定めている。具体的な対策は対象となった都道府県知事が講じる。外出自粛のほか、学校を含む施設の使用停止、音楽やスポーツイベント等の開催制限を要請できる。

○コンテンツ産業 (P 36)

映像 (映画、アニメ)、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を担う産業の総称。

さ行

○再生可能エネルギー (P 8、P 40)

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの。政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマ

スが定められている。

○サイバネティック・アバター (P 7)

身代わりとしてのロボットや3D映像等を示すアバターに加えて、人の身体的能力、認知能力及び知覚能力を拡張するICT技術やロボット技術を含む概念。

○さくらまつり (P 24、P 37、P 49)

さくらの名所「千鳥ヶ淵緑道」のLEDライトアップやお濠の水より夜桜を堪能できる「区営千鳥ヶ淵ボート場」の夜間特別営業等が実施される、区を代表する春のイベント。周辺の靖国神社や商店街、団体によって様々な催事が催される。

○サブカルチャー (P 10、P 18、P 19)

伝統的な高級文化や広く一般大衆を対象とするマス・カルチャーとは一線を画した若者（ないし子ども）向けの作品・コンテンツのことで、一般的にはアニメ、ゲーム、特撮、アイドル等の文化を示す場合も多い。

○サプライチェーン (P 33)

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体における一連の流れのこと。

○私募取引 (P 9)

新しく発行される有価証券の募集を行う際、不特定多数の投資家に対して勧誘を行う公募に対し、50人未満で特定の投資家を対象に勧誘すること。金融庁へ取扱いの届出義務等が免除されるなど手続きが簡単で発行費用を少なく抑えることができる。

○新型コロナウイルス感染症 (P 3、P 7)

国際正式名称をCOVID-19といい、SARSコロナウイルス2が人に感染することによって発症する気道感染症のこと。令和元年12月に中国で初めて検出され、世界各地に感染が拡大したと考えられており、世界各国で渡航制限、検疫、外出禁止令等の対応が取られた。

○スタートアップ (P 9、P 13、P 18、P 19、P 30、P 31)

革新的なビジネスモデルの構築に向けて、新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供したり、

社会貢献したりすることによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、事業拡大を目指す非上場の成長企業。

○聖地巡礼 (P 38)

元々、宗教において重要な意味を持つ場所（聖地）に信者が赴くこと。転じて、映画、小説、漫画、アニメ等に縁の深い場所を聖地と称し、それらの愛好者が訪れることを指す。

○ソーシャルキャピタル (P 15)

社会関係資本と訳され、信頼、規範、ネットワークといった人と人との関係に着目した概念であり目には見えないもの。

た行

○テレワーク (P 5、P 12)

ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。具体的には、社員の作業場所等により、在宅勤務、サテライトオフィス勤務（本来の勤務地とは別の場所にあるオフィス等で作業する場合）やモバイルワーク（営業活動などで外出中に作業する場合）と呼ばれるもの。

な行

○ネットゼロ (P 8)

「温室効果ガスの排出が正味ゼロ」という意味で、植林や森林管理で吸収する量を増やす他、大気中のCO₂を巨大な機械を使って集め、地下に埋める方法等で温室効果ガスを吸収し、排出量を実質ゼロにするという考え方。

は行

○ビッグデータ (P 7、P 23)

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等がある。

ま行

○マイクロツーリズム (P 38)

自宅からおよそ1時間圏内の地元や近隣への短距離観光のこと。新型コロナウイルス感染拡大によって打撃を受けた観光業界を救う手段の1つとして提唱された。

○メタバース (P 7)

メタ (meta=超越した) とユニバース (universe=宇宙) を組み合わせた造語で、仮想空間に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間、及びその空間で提供されるサービスのこと。

や行

○ユニコーン企業 (P 13)

企業価値10億ドル超の非上場企業のこと。日本のユニコーン創出スピードは、米国のみならず、中国やインドに及ばず、世界と差が開いている状況である。

ら行

○リアルタイム (P 7)

即時、同時の意味。

千代田区産業振興基本計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

令和5年3月

編集・発行：千代田区地域振興部商工観光課

〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館8F

電話 03-5211-4185



千代田区
Chiyoda City

